

平成23年2月4日

東レ建設株式会社
代表取締役 高安 年男 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成22年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新Y S計画

京都市山科区竹鼻地藏寺南町16番1 ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示 第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

開店後における周辺地域の生活環境保持のため、以下の諸点が望まれます。

（1）2つの出入口を活用し、右折による入退店を含めた来店客車両の交通処理計画となっていることから、店舗敷地の内外に関わらず、来店客車両、自転車及び歩行者との錯綜を回避するため、交通整理員の適切な配置を実施するとともに、店舗敷地内及び駐車場内の交通安全面に配慮することが望まれます。さらに、身障者用駐車場については、敷地内での利用者の安全確保に十分留意することが望まれます。

（2）店舗敷地南側の渋谷街道の交通負荷対策として、路側帯や横断防止柵を設置する旨を表明していますが、南側出入口付近は、渋谷街道の通行車両と荷さばき施設を含めた駐車場への入退場車両との交錯が懸念され、通学路の指定はないものの、近隣には小中学校もあることから、交通誘導について十分な配慮が望まれます。

（3）荷さばき車両の入出庫時における通行者の安全確保のため、一層配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の準工業地域及び第一種中高層住居専用地域にあたる。

周辺の状況は、北側には市道山科竹鼻緯9号線を挟んで店舗等、東側には住居等があり、西側には市道山科御陵経4－3号線を挟んで住居及び事業所等があり、南側は府道渋谷山科停車場線を挟んで住居及び事業所等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、店舗敷地西側及び南側道路における交通安全対策、建設工事についての質問等が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見は3件であり、意見の概要は以下のとおりである。

- ・営業全時間帯において交通整理員を各出入口に配置する。
- ・上記に加えて、混雑時（休日と平日の夕方等）は交通整理員を増加する。
- ・新店舗及び既存店舗の各出入口について、右折入場と右折退場を禁止する。
- ・渋谷街道の北側面の計画道路内、若しくは当該計画敷地内に歩道の整備を行う。
- ・大規模小売店舗立地法の提出書類について、現状況に沿ったデータを基に交通計画、出入口の使用方法等について再計画及び検討を行う。
- ・直接住民の意見を取り入れた交通安全計画と出入口の入庫計画の見直しを行う。
- ・入店方法や退店方法について、制限なく利用できるようにする。
- ・歩道スペースを十分に確保する。
- ・安全のため、街路灯の設置を行う。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を上回る台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。

なお、2つの出入口を活用し、右折による入退店を含めた来店客車両の交通処理計画となっていることから、店舗敷地の内外に関わらず、来店客車両、自転車及び歩行者との錯綜を回避するため、交通整理員の適切な配置を実施するとともに、店舗敷地内及び駐車場内の交通安全面に配慮することが望まれる。さらに、身障者用駐車場については、敷地内での利用者の安全確保に十分留意することが望まれる。

さらに、店舗敷地南側の渋谷街道の交通負荷対策として、路側帯や横断防止柵を設置する旨を表明しているが、南側出入口付近は、渋谷街道の通行車両と荷さばき施設を含めた駐車場への入退場車両との交錯が懸念され、通学路の指定はないものの、近隣には小中学校もあることから、交通誘導について十分な配慮が望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ない。

また、運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており周辺地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断されるが、荷さばき車両の入出庫時における通行者の安全確保のため、一層配慮することが望まれる。

(4) 騒音について

騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果、周辺の生活環境保持のための配慮について、指針に示されている基準と比較したところ適切であると判断されるが、付近に住宅もあることから作業内容や時間帯に配慮することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺への生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、地方公共団体などから要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。また、防犯対策については、営業時間中は従業員が巡回するとともに、営業時間終了後は、店舗敷地出入口への立ち入りができないよう対処し、必要に応じて警察とも連携を図り、防犯及び非行防止に努める旨を表明している。そのほか、屋外照明等は店舗の灯りを減光あるいは点灯時間帯を調節するなどして、周辺に影響が生じないように配慮すると表明している。

これらのことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。